

# Report

## フランスの エガリム「食料三部会」法の 背景と経緯

東北大学大学院農学研究科

教授 石井圭一

農林水産大臣が記者会見にて質問に答える案件となつたように、フランスのエガリム法の制定とその施行は日本の農業界で大きな関心を集めた。現地に職員を派遣するなどして、調査研究を進めているとのことである（1993年10月18日記者会見）。特に注目されたのが学校給食において有機農産物の使用割合の目標を定めた点、そして生産コストに基づいた農産物の適正な価格形成を促し、生産者の所得確保を目指した点である。以下ではフランスのエガリム法の内容とその成立の背景、経緯について見ていく。

### 国民的な討論の場 「食料三部会」の開催

エガリム法の正式名称を訳してみると、「農業食料部門における調和のとれた商關係と健康で持続的ですべての人々にアクセスする食料のための1993年10月31日法第1018号」となる。法律の名称にはエガリムに相応する語はない。エガリムはこの法律の成立の経緯に関わる。1991七年五月、大統領選挙にてエマニュエル・マクロンが勝利すると、その翌月、公約に掲げた「食料三部会（Etats Généraux de l'Alimentation）」を開催することを表明した。これは、農業・漁業界、食品産業、流通業、消費者、給食事業、議員、社会福祉、連帯経済、保険医療、NGO、慈善団体、国際食糧援助団体、金融・保険業といった農業と食品に関するあらゆる利害関係者の代表を集め、農業と食料をめぐる課題を公の場で協議する機会である。その目的はエガリム法の名称が示すとおり、付加価値の創造と公正な価格により生産者が労働に見合った生活ができるような公平な分配であり、消費者の期待とニーズに合った生産への転換、そして健康で安全で持続可



図1 食料三部会のロゴ（Ministère de l’Agriculture et de l’Alimentation）

能な食品を優先した消費者の選択を促進することである。

三部会とは世界史の教科書に登場するように、フランスの中世から近世にかけて聖職者、貴族、平民の三つの身分の代表者が重要議題を議論する場であった。多様で多数の利害関係者を収集して問題を協議するという現代的な政治的プロセスをこの二部会の名称で表現したものである。エガリム（E galim）はこの食料三部会の略称に発する。

その手続きについて見ておこう。一つはテーマ別に設置された一四の分科会において、各関係業界の代表らが協議する。各分科会はそれぞれ六〇名程度のメンバーで構成され、

「**参加型民主主義**  
**食と農をめぐる**

在フランス本土に一二ある州がそれぞれ、各関係業界を集めた分科会を設置したり、種々のセミナーを開催し地方固有の食の問題を協議した。

食料三部会に關係する省庁は農業食料省のほか、エコロジー転換・共生省、外

議長のもとに情勢報告を行うチームが置かれる。数度の会合を持ち取りまとめと行動の提案を行つ。一つは公開意見聴取である。政府の説明によれば、「市民とあらゆる利害関係者の議論参加を目指した食に関する共同プロジェクトであり、デジタルツールを活用した類例を見ない参加型民主主義の演習」であり、「食にまつわる問題を共有し解決に向け知恵をしぼる場」である。二〇一七年七月一〇日から同年一一月一〇日の間に一五万人の来場者と一・七万件の投稿、種々の団体の提案に対する投票一六万票が記録された。一五〇二四歳の来場者が最も多い。

務・欧州省、地方格差是正省、連帶保健省、経済財政省、労働省、高等教育・研究・イノベーション省、海外担当省、スポーツ省が名を連ねる。食料三部会は三か月余りにわたつて繰り広げられ、「閉会」に際するマクロン大統領の演説は一時間一二分に及んだ。政府挙げての国民討議と云つてよく、農業・食料問題の国民的な位置づけの高さを物語ろう。さて、法令の制定に先立つて、食料三部会の閉会後には、価値の創造の推進と公正な分配に関する各業界が署名する「ミットメント憲章」が発布された。これには農業会議所をはじめとした農業者団体のほかに、ルクレール、カルフール、オーシャン、コープなどの大手小売業グループや生協連が名を連ねる。それは食料三部会から得られた四つの戦略目標を共有するという内容である。すなわち

表1 食品三部会にて設置された14分科会

分科会	分科会議長
1 消費者の期待（栄養と環境の品質、地域との結びつき、アニマルウェルフェア、イノベーション）への応答	消費者団体会長および乳業メーカー部長
2 地域の主導性の展開と相乗効果	ナント市長および国民議会議員
3 バイオエコノミーと循環経済の発展	農業リサイクル団体会長および再生可能エネルギー団体会長
4 ヨーロッパおよび国際市場における新たな市場の獲得と国内外におけるフランス食料モデルと食料遺産の影響拡大	穀物協同組合組合長
5 生産者がもうかる農産物の価格の形成	ダノン生鮮部長および流通グループsystem U本部長
6 市場ニーズや加工のニーズに対する農業生産の適応	食品製造グループAvril本部長
7 生産者、加工業者、流通業者間の商業的および契約上の関係改善	元破壊院長
8 グローバルな食料経済および気候変動下における食品衛生の確保と化学物質による汚染防止	農学高等教育研究コンソーシアム(Agreenium) 会長
9 すべての人々による健康的な食料摂取の促進	元環境相
10 食品ロスの削減	国民議会議員および元食品産業相
11 農業の環境保全と連帶への移行と持続的な食料の促進	国民議会議員および元老院議員
12 食料不安への対策と国内外における十分かつ質の高い食料へのアクセスの保証	困窮者支援団体会長
13 農業および食品部門の職業的魅力の向上と人材育成	セーヌエマリティム県農業会議所会長
14 将来への準備：環境、健康、社会、経済のパフォーマンスを向上させるための投資、技術サポート、研究	州知事会農林水産委員会委員長および国立農業食料環境研究所理事長

資料：Ministère de l'Agriculture et de l'alimentation, Présidence des ateliers des États généraux de l'alimentation. Communiqué de presse. Paris, jeudi 3 août 2017



**Cora**  
Gérard Pachoud  
Directeur général de Provera  




**E. Leclerc**  
Michel-Edouard Leclerc  
Président directeur général  



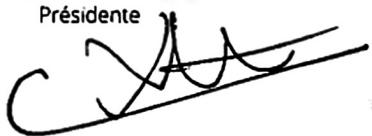

Fédération du Commerce  
et de la Distribution

**FCD**  
Jacques Creyssel  
Délégué général  




**FEEF**  
Christine Barthe  
Déléguée générale  




**FNSEA**  
Christiane Lambert  
Présidente  




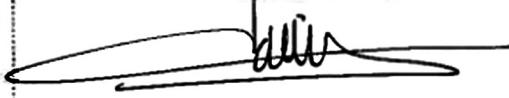
**Groupe Carrefour**  
Laurent Vallée  
Secrétaire général  


図2 コミットメント憲章にならぶ最有力の農業経営者団体とFNESA（全国農業経営者組合連合会）とカリフールグループの代表者らのサイン（Charte d'engagement entre acteurs de la production, de la coopération agricole, des entreprises de l'alimentaire et de la distribution Mardi 14 novembre 2017より）

ち、①価値の創造の推進とその公正な分配、②公正な価格により生産者の尊厳ある生活、③食料主権の堅持とすべての人々がアクセス可能な健康的で安全で持続可能な食料供給、④経済、社会、環境保全、衛生の面で効率的な農業・食料システムの変革である。各業界は価格競争の負の側面を認め、競争のルールを尊重しつつすべての関係者がすぐに行動を変えるべきことを認識し、上の四つの目標の達成ために協働する。エガリム法が定める内容を先取りしていふと言えよ。

## 食と農をめぐる課題の数々

これら一連の食料三部会において各業界や市民団体などが行った提案に基づいて、政府は二〇一八年一月、早々にロードマップを作成、エガリム法の立案に取り掛かった。取り組むべき分野、課題は多岐にわたる。生産者とメーカー、流通

業との商関係から、バイオエコノミーやサーキュラーエコノミー（循環経済）の発展、経営継承と世代交代、輸出振興、農業資材の投入削減、アニマルウェルフェアの監視、健康と食習慣、食品ロス削減、食料支援の振興、フェアトレード、安全性の監視体制と監督強化、内分泌かく乱物質、ナノマテリアル、農薬類、抗菌剤などに関する戦略の策定や見直し、有機農業振興、食品表示と情報提供、縦割り行政の改善、ローカルイニシアチブなどがローディマップに並び、それそれに策定期限や検討時期が示される。早くはエガリム法成立を目指した法案の閣議提出や独占禁止の廃止の余命が二〇一八年一月にして、いくつかのアクションプランは毎年三月に開催される国民的な農業祭サロン・ド・ラ・グリキュルチュール（Salon de l'Agriculture）の前までに策定するスケジュールが示された。以上のようじ食料三部会の成果は

の網羅性、そしてスピード感にあつたと言えよ。エガリム法も閣議提出に続き、三月には国民議会の第一読会にて法案採択、一〇月に可決され一一月には公布となつた。

さて、食料三部会の背景について見ておじ。述べたように食料三部会の実施は二〇一七年大統領選挙において、マクロン大統領が食料にまつわる諸問題に関する行動計画を策定するために関連業界の関係者を参考するとの公約に由来する。この種の公約は環境問題に関する国民的な討議を約束した二〇〇七年大統領選挙におけるサルコジ元大統領のそれに重なる。大統領選挙後に政府、地方団体、種々のNGO、産業界、労働界の代表らが数か月間にわたる討議期間を経て、行動計画への提言をまとめた。そしてエガリム法のようにこれらは一次にわたる環境グルネル法として実現していく。生物多様性分野は農業部門と関係が深く、有機

農業に関する野心的な目標の設定や、他のEU諸国に先駆けて農薬使用の50%削減を目標に掲げた行動計画が策定された。温室効果ガス削減や自然再生エネルギー等に関する諸制度が大きく前進する契機となつたが、農業における環境問題がいつぞつ脚光を浴びるもいかけじむなつた。なお、グルネルとはパリにある通りの名前であり、ル・ジにはフランスの労働省がある。その一室で一九六七年の労働争議の際に政府が仲介しながり労働界と経済界が協議を重ねて結んだグルネル協定に由来する。

一〇一八年一一月に公布された第一次

エガリム法が主として定めたのは、第一に農業者に対する適正な所得分配である。生産者価格等に関する契約は生産費を農業者側から提案することとし、生産者団体や業界団体の役割を強化し、業界団体は生産費や市場動向に関する種々の指標を公開し交渉の円滑化に努める。これに

が順守されない場合の検査や罰則が設けられ、仲裁機能が整備される。また廉価販売の制限や生産者や中小製造業者保護のための特売の制限が設けられた。業界団体（interprofession）とは生産からの加工、販売までの団体や企業で構成される民間の団体である。例えば牛乳・乳製品の業界団体である全国酪農経済業界センター（Centre National Interprofession de l'Economie Laitière）は生乳生産者で構成される全国生乳生産者連合会のほか、酪農協同組合団体、乳业メーカー団体、流通小売業界や給食、外食業界団体で構成される。

第一に衛生環境や生産環境の改善について定めた。具体的には生物多様性やみどりの保護を目的としたネオニコチロイド系農薬の禁止、農薬販売と指導の分業、値引き販売の禁止、二酸化チタンの食品利用の禁止、住宅地等周辺の農薬使用禁止区域の設定である。第二にアーマルウェルフェアの強化である。家畜の飼養や輸送における違法行為の範囲拡大、罰則の強化、と畜場における家畜保護責任者の設置、産卵鶏ケージ飼育施設の建設禁止がある。第四に健康で安全で持続的な食料消費の推進である。公共の給食・食堂における原産地や品質ラベル食材（有機食材を含む）を50%以上使用（1010年よつ）、食品ロス対策の強化と食料支援の拡充、外食の持ち帰りの取り組みである。第五に食品分野におけるプラスティックの使用削減である。地方公共団体の給食・食堂におけるハートイック容器の使用禁止（1010五年よつ）、外食や食品販売におけるプラスティック製ストロー・やスプーンの使用禁止（1010年よつ）、学校給食におけるペットボトルの使用禁止（1010年より）である。農業生産や食品に関する広範な課題が取り上げられたことがわかる。

## 適正な所得分配と 食の不平等の軽減を図り て

農業者に対する適正な所得分配について、少し踏み込んでみたい。十分な農業所得の確保はフランス農政において最重要の課題であり、農業所得に関する統計調査情報はかなり充実している。1990年代後半の国際的な農産物価格の高騰後にはようやく、畜産経営の所得が回復したが、農業内部の部門間格差は大きな問題となつた。それを背景に1990年に「食料價格・マーケット形成監視機関（Observatoire de la formation des prix et des marges des produits alimentaires）」が設立され、食肉、乳製品、パン、果実・野菜、魚介類など上から三部門であるものの費用とマーケットに関する報告書を国会提出するところとなった。1991年報告書は400ページを超える大部

の報告書である。これの報告書から、とりわけ、食肉や乳製品部門において、生産者段階において生産費を十分賄えない、経営者報酬が切り詰められるような生産者価格の形成が続いていることが衆田の一一致するところとなつてゐた。1991年工ガリム法が制定されても、生産費を賄えない価格形成が十分改善されない。それが1991年「エガリム2法」の制定につながつた。エガリム2法は農業者所得の保護に関する法律としてその名称から田字形が明確である。同法は任意であつた農産物販売における書面契約の義務化、一定の指數を定め生産費や市場価格の変動に応じた価格改定の自動化、契約当事者間の紛争の仲裁機能の強化、消費者に対する生産者の受け取り額明示の試行など構成される。

さて、給食（restauration collective）の有機農産物の導入への支援も相機農業振興の大きな手立てである。1990年代の給食は学校だけではなく、大学や病院、官公庁や民間企業の食堂など、決められた一々のメニューが多数の飲食者に提供される形式をとる。フランスでは全食事回数の七分の一を提供すると勧められ、大きな効果が期待される。1991年に有機農業面積割合を十五%に引き上げると、この山の高い田標を回す意欲を感じつけよう。他方、有機農産物は慣行農産物に比べてどうしても割高になら。このよつた給食に導入されるひとど、比較的所得の低い層も含む多くの国民が有機農産物に接する機会が生まれる。有機農産物の導入比率を定めるにせよ、エガリム法が田指す持続的で高品質の食品へのアクセス機会の不平等を軽減する手段となる。

以上の通り、エガリム法は農業生産における適正な所得分配と食の不平等の軽減をねらった法律であるが、その成立の背景には食と農の問題が国民的な関心

セミナー、終了式典の開催がございました。

- Ministère de l'Agriculture et de l'Alimentation, Etats généraux d'alimentation, Feuille de route. 2018-

2022. Politique de l'alimentation.

décembre 2017.

- Ministère de l'Agriculture et de l'Alimentation, #EGalim : Pourquoi des Etats généraux de l'alimentation ? ([https://agriculture.gouv.fr/egalim-1-tout-savoir-des-etats-generaux-de-l-alimentation](https://agriculture.gouv.fr/egalim-pourquoi-agriculture.gouv.fr/egalim-1-tout-savoir-des-etats-generaux-de-l-alimentation)).

- Ministère de l'Agriculture et de l'Alimentation, EGALIM 1 : tout savoir sur la loi Agriculture et Alimentation (<https://agriculture.gouv.fr/egalim-1-tout-savoir-sur-la-loi-agriculture-et-alimentation>).

- Ministère de l'Agriculture et de l'Alimentation, Tout comprendre de la loi EGALIM 2 (<https://agriculture.gouv.fr/tout-comprendre-de-la-loi-egalim-2>).



日本農業  
統計研究  
会員  
山田 太郎

- Centre d'étude et de perspective, L'Observatoire de la formation des prix et des marges des produits alimentaires (OFPM) : un outil au service des professionnels et de l'action publique. Analyse, N.182, Ministère de l'Agriculture et de l'Alimentation, 2022.
- Charte d'engagement entre acteurs de la production, de la coopération agricole, des entreprises de l'alimentaire et de la distribution. Mardi 14 novembre 2017.
- Ministère de l'Agriculture et de l'Alimentation, Etats généraux d'alimentation, Alim'agri. N.1566, 2017.
- Ministère de l'Agriculture et de l'Alimentation, Etats généraux d'alimentation, Feuille de route. 2018-2022. Politique de l'alimentation.
- Ministère de l'Agriculture et de l'Alimentation, #EGalim : Pourquoi des Etats généraux de l'alimentation ? (<https://agriculture.gouv.fr/egalim-pourquoi-agriculture.gouv.fr/egalim-1-tout-savoir-des-etats-generaux-de-l-alimentation>).
- Ministère de l'Agriculture et de l'Alimentation, EGALIM 1 : tout savoir sur la loi Agriculture et Alimentation (<https://agriculture.gouv.fr/egalim-1-tout-savoir-sur-la-loi-agriculture-et-alimentation>).
- Ministère de l'Agriculture et de l'Alimentation, Tout comprendre de la loi EGALIM 2 (<https://agriculture.gouv.fr/tout-comprendre-de-la-loi-egalim-2>).
- Observatoire de la formation des prix et des marges des produits alimentaires, Rapport au parlement. FranceAgriMer, 2022.